検査結果票

【共通項目】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 検査実施項目 | 検査結果 | 該当条項 | 保健所確認欄 |
| 清潔を保持できるものである | [ ]  適 [ ]  否 | 法20 |  |
| 衛生上、防火上及び保安上安全と認められる | [ ]  適 [ ]  否 | 法20 |  |
| 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危険防止上必要な方法を講じている | [ ]  適 [ ]  否 | 則16.1 |  |
| 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けている | [ ]  適 [ ]  否 | 則16.15 |  |
| 消火用の機械又は器具を備えている | [ ]  適 [ ]  否 | 則16.16 |  |

【必置施設等】

| 検査実施項目（チェックボックスがある項目は、該当する項目にチェック） | 検査結果 | 該当条項 | 保健所確認欄 |
| --- | --- | --- | --- |
| 診察室 | 各科専門である（１人の医師が同時に2以上の診療科の診療する場合その他特別の事情あれば兼用可） | [ ]  適 [ ]  否 | 法21.1.2則20.1 |  |
| 手術室 | [ ]  | 準備室を附設し、じんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房、照明、清潔な手洗い設備を付属している | [ ]  適 [ ]  否 | 法21.1.3則20.2 |  |
| [ ]  | 上記以外の場合の対応　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 処置室 | [ ]  | 各科専門の処置室である | [ ]  適 [ ]  否 | 法21.1.4則20.4 |  |
| [ ]  | 他の診療科の処置室と兼用（兼用する診療科名：　　　　　　　　　　　　） |
| [ ]  | 診察室と兼用 |
| 臨床検査施設 | 喀痰、血液、尿、ふん便等について通常の行われる臨床検査のできるものである | [ ]  適 [ ]  否 | 法21.1.5則20.5 |  |
| （病理細菌検査を行う場合）機械換気設備については、空気が風道を通じて病院の他の部分に流入しないものである | [ ]  適 [ ]  否 | 則16.5 |  |
| 調剤所 | 採光、換気が十分であり、清潔に保つことができるものである | [ ]  適 [ ]  否 | 法21.1.7則16.1.14 |  |
| 冷暗所を設けている | [ ]  適 [ ]  否 |
| 感量10ｍｇのてんびん及び500ｍｇの上皿てんびん他調剤に必要な器具を備えている | [ ]  適 [ ]  否 |
| 給食施設 | 入院患者すべてに給食することのできる施設である | [ ]  適 [ ]  否 | 法21.1.8 |  |
| 調理室の床は耐水材料をもって洗浄及び排水又は清掃に便利な構造である | [ ]  適 [ ]  否 |
| 食器の消毒設備を設けている | [ ]  適 [ ]  否 |
| 洗濯施設消毒施設 | 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものである | [ ]  適 [ ]  否 | 市条例4（則21.1） |  |
| 病室 | [ ]  | 地階又は第３階以上には設けていない | [ ]  適 [ ]  否 | 則16.1.2 |  |
| [ ]  | 放射線治療病室である |
| [ ]  | 主要構造部が耐火構造であるため３階以上への病室設置 |
| [ ]  | 病室の床面積は、患者一人につき6.4㎡以上である | [ ]  適 [ ]  否 | 則16.1.5則16.1.3 |  |
| [ ]  | 既存病院建物※2である |  |  |
| （療養病床の場合） | [ ]  適 [ ]  否 | 則16.1.2の2 |  |
| [ ]  | 病室に４床以下である |
| [ ]  | 病床転換による療養病床である |
| （小児だけを入院させる病室）上記床面積の2/3以上であり、かつ、１病室の床面積が6.3㎡以下ではない | [ ]  適 [ ]  否 | 則16.1.4 |  |
| （感染症病室、結核病室） | [ ]  適 [ ]  否 | 則16.1.7 |  |
| 空気が風道を通じて病院の他の部分に流入しないものである |
| 他の部分及び外部に対して感染予防のために遮断その他必要な方法を講じている（具体的方法：　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 必要な消毒設備を設けている（設置設備の詳細：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 則16.1.11 |  |
| （精神病室）精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な方法を講じている | [ ]  適 [ ]  否 | 則16.1.6 |  |
| 直通階段 | [ ]  | 病室が２階以上の場合，患者の使用する屋内の直通階段を２ヶ所以上設けている | [ ]  適 [ ]  否 | 則16.1.8 |  |
| [ ]  | 患者の使用するエレベーターあり |
| [ ]  | 各階の病室床面積合計がそれぞれ50㎡以下である |
| [ ]  | 主要構造部が耐火構造又は不燃材料であり、各階の病室床面積合計が100㎡以下である |
| 階段及び踊り場の幅は、内法で1.2m以上である | [ ]  適 [ ]  否 | 則16.1.9 |  |
| けあげは0.2m以下、踏面は0.24m以上である | [ ]  適 [ ]  否 |  |
| [ ]  | 病室が３階以上の場合、避難階段は２ヶ所以上 | [ ]  適 [ ]  否 | 則16.1.10 |  |
| [ ]  | 患者用の直通階段のうち１又は２が避難階段構造のため避難階段に算入 |
| 廊下 | （精神・療養病床） | [ ]  適 [ ]  否 | 則16.1.11 |  |
| [ ]  | 病室に隣接する廊下は片側居室1.8ｍ以上、両側居室2.7ｍ以上である |
| [ ]  | 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院等※3である |
| [ ]  | 既存病院建物※2である |
| （一般・感染症病床） | [ ]  適 [ ]  否 |
| [ ]  | 病室に隣接する廊下は片側居室1.8ｍ以上、両側居室2.1ｍ以上である |
| [ ]  | 既存病院建物※1である |
| 歯科技工室 | 防塵設備その他の必要な設備を設けている（設置設備の詳細：　　　　　　　　　　　　　　　　　） | [ ]  適 [ ]  否 | 則16.1.13 |  |
| 機能訓練室 | （療養病床を有する場合） | [ ]  適 [ ]  否 | 則20.11 |  |
| [ ]  | 内法による測定で、40㎡以上の床面積である |
| [ ]  | 療養病床以外の患者が使用する機能訓練室と共用※１ |
| 必要な器械及び器具を備えている | [ ]  適 [ ]  否 |
| 談話室 | （療養病床を有する場合） | [ ]  適 [ ]  否 | 則21.2 |  |
| [ ]  | 入院患者同士や家族が談話できる広さである |
| [ ]  | 食堂と談話室を共用している※１ |
| [ ]  | 療養病床以外の患者が使用する談話室と共用※１ |
| 食堂 | （療養病床を有する場合） | [ ]  適 [ ]  否 | 則21.4 |  |
| [ ]  | 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき１㎡以上の広さを有している |
| [ ]  | 食堂と談話室を共用している※１ |
| [ ]  | 療養病床以外の患者が使用する談話室と共用※１ |
| 浴室 | （療養病床を有する場合） | [ ]  適 [ ]  否 | 則21.4 |  |
| [ ]  | 身体の不自由な者が入浴するのに適している |
| [ ]  | 療養病床以外の患者が使用する浴室と共用※１ |

※1　Ｈ5.2.15健政発98号

※2 H13.3.1以前から存する建物

※3　医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は百人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科(令第3条の2第1項第1号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を含む病院(特定機能病院を除く。)であつて、精神病床を有するものについては、第16条第1項第11号イ中「2.7メートル」とあるのは「2.1メートル」と、第19条第1項第1号及び第2項第1号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同条第2項第2号中「精神病床及び結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」と読み替えるものとする。